

異業種企業の農業参入成功のために ～農地法改正をどう活かすか～

はじめに

今、農業には「食料の安全保障」「不況下における雇用対策」「新たなビジネスとしての可能性」等、様々な面から注目が集まっています。そのような中、今年6月に農業政策の中心となる「農地法」が改正され、日本の農業は転換期を迎えています。

今回は、「異業種企業の農業参入が成功を収めるために農地法の改正をどのように活かしていくべきか？」考察を行っています。

まずは、「参入企業が抱える問題点」を取り上げ、次に「農業政策における最近の動向」と、「福岡、熊本、長崎各県の農業分野に対する施策」、「農業参入を成功に導くためのポイント」を整理した上で、「ふくおかフィナンシャルグループの取り組み」についてご紹介します。

小報4月号において、各地で活発化している異業種企業による農業参入についてその仕組みや現状についてご紹介しております。あわせてご参照ください。

1. 新規参入における問題点

現在、「異業種企業による農業参入」が活発化しています。しかし、新規参入後の農業ビジネスが軌道に乗らず、撤退したというケースも少なくないようです。

農業には、他の産業と比べて収益性が低く、採算ベースに乗るまでに時間がかかるといった問題点も存在します。事業が軌道に乗る前に営農の継続を断念してしまう主な理由には、参入時に借り受けた農地が耕作放棄地であったり、点在していたために、「土壌改良に苦慮し思うように生産性があがらない」などがあげられています。

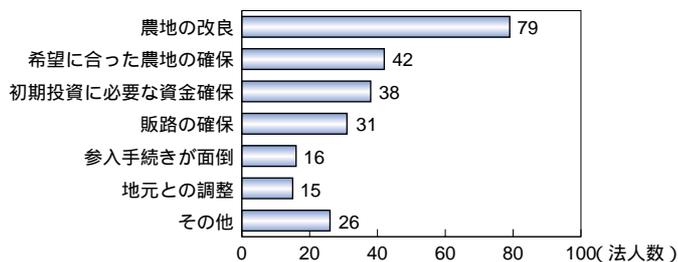
事実、これまで企業がリース方式で農業に参

入した事例では、借り受けた農地の約6割が耕作放棄地であったとのデータが報告されています(農林水産省調べ)。今年4月に公表された農林水産省による初の「全国耕作放棄地全国実態調査」によると、そのままでは耕作に使用できない農地は約23万1,000ha(福岡市面積の約7倍)にのぼり、その規模は年々増加傾向にある様です。

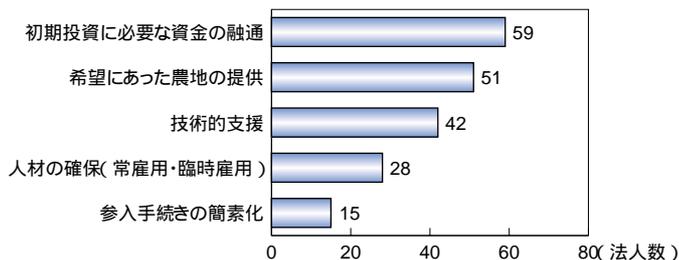
これを裏付けるように、農林水産省が農業へ新規参入した法人に行なったアンケート調査によると、参入にあたって苦労・困難であった点は、「農地の改良」、「希望に合った農地の確保ができない」などとなっています。また、事業開始に必要な支援では、「資金の確保」、「希望に合った農地の提供」、「技術的支援」がアンケート調査の上位に続きました。参入に際しての最大の問題は「農地」であり、その確保と改良がいかにか困難であるかという実態がアンケート調査から浮き彫りになりました(図1)。

図1 農業参入の「課題」と「必要な支援」

【農業参入時に苦労・困難だったこと(複数回答)】



【新規参入又は経営改善に必要な支援(複数回答)】



(出所) 農林水産省「農外から農業参入した法人へのアンケート」
() 平成18年3月1日時点で農地リース方式で農業参入している134法人への調査結果

その対策として、農林水産省では、耕作放棄地を整地した企業に対する交付金(約206億円)制度を4月から新設しました。同時に新規農業参入法人数を156法人(05年度末)から500法人(10年度)と5年で3倍程度に増加させる政策目標を掲げています。上記アンケート調査の「必要な支援」にもあげられていた様に、土壌改良などといった初期投資への資金負担の軽減にもつながる制度となっています。

2. 農業政策をめぐる最近の動き

ここでは、農業政策をめぐる最近の動きとして、「法改正」や「制度の見直し」などについて見ていきます。

(1) 農地法の改正の概要

今年6月、農地の貸し借りを原則自由化する改正農地法が成立しました(年内にも施行予定)。政府は、企業などへ農業参入を促すことによって、耕作放棄地の減少につなげたい意向です。

これまで、企業が農地を取得して農業に参入する場合には、「農業生産法人」を設立する必要がありました。しかし、実際に農業生産法人を立ち上げるには、

- ①企業は1社あたり10%までしか出資できない
- ②出資者の75%以上が農業関係者でなければならない
- ③業務執行役員の過半が常時農業に従事する必要がある

などと極めてハードルが高いものとなっていました。

今回の法改正では、「田畑を耕す人が農地を所有する」とした現在の「所有」制度を見直し、農地を貸し借りによる「利用」制度へと大幅に緩和した点が改正の一番のポイントとなっています。これは農地を「所有」から「利用」に再

構築するとした農地法の根幹を転換するといった意味で大きな改革といえるでしょう。

法施行後は、新たに農業参入を考える企業にとって、あえて設立条件の厳しい農業生産法人を設立しなくても、農地を借りるだけで営農が可能となり、使い勝手の点でも一定の効果が期待できます。

(2) 農業生産法人への出資規制の緩和

農業に参入する企業にとって、農業生産法人の設立要件もまた、重要なポイントとなります。そこで、農業に参入する企業が農業生産法人に出資する場合、上限比率が現行の10%から25%まで引き上げられることになりました。さらに、農業生産法人と企業が連携して新商品などを開発する「農商工連携」事業が国に認定された場合、最大50%までの出資が認められる予定です。これは農産物の加工や販売を手掛ける企業と農家が出資によって一体となり、新商品の開発や販路の開拓を目指す取り組みを後押しするための規制緩和だといえます。食の安全への関心の高まりから、原料として農産物を確保したい食品企業や、直接仕入れを目指す流通企業などの農業参入が加速すると考えられます。

(3) 農地集約の促進

農地のスムーズな確保を目的とした法改正も行われています。いわゆる基盤強化法(農業経営基盤強化促進法)の改正も行われました。この改正により、農地取引の仲介制度が原則すべての市町村に導入されます。これは、市町村、公社などの公的な団体が「農地利用集積円滑化団体」となって農家から委託された農地を第三者に転貸する制度です。農家の中には、企業に農地を貸すことに抵抗感があることが少なくありません。そこで、市町村等が仲介することによって安心感が醸成され、貸借がスムーズにな

り、新規就農希望者は全国のどの市町村でも耕作放棄地にかぎらず圃場整備の済んだ良好な農地の利用もできるようになることを目的とした制度となっています。

また、所有者が分からない遊休農地についても、都道府県知事の裁定で利用できるように改正されています。

(4) 農地の相続税見直し

今回の農地法改正とあわせて、今後の農地の利用を大きく左右する、農地税制も大きく見直されました。特に注目する点は、農地における相続税優遇措置です。

現在の優遇措置の適用は、原則として「農地を相続した人が農業を継続すること」が条件となっていました。今回の見直しで、「相続した人が耕作しなくても農地を大規模農家に貸し出していれば優遇が受けられる」ことになりました。

これは農家の高齢化が急速に進む中、相続などで所有者が地元にはいない約20万ha(福岡市の面積の約6倍)に相当する「不在地主農地」の解消を目的としています。「不在地主農地」は「耕作放棄の問題」と密接に関わっており、農地集約の障害にもなっています。これまで企業に貸すことを躊躇していた地主も、改正後は農地の有効活用の動きに転じることが予想され、飛躍的に農地の集約化、大規模化が進むことが期待されています。

(5) 農地のリース期間延長

農地法改正とも密接なつながりがある農地の利用期間についても大幅に改正が加えられました。これまで民法の規定では農地の賃貸借期間が20年以内となっていました。今回の改正により50年以内に延長されました。これにより長期的な視野に立った農業経営が可能となり、企

業にとっては、制度的な障害はほぼ取り払われたと言えるでしょう。

図2 農業政策変更のポイント

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)
平成21年6月24日公布

農地を貸しやすく、借りやすくし、
農地を最大限に活用。

農地法の目的の見直し

- ・「農地は耕作者が所有する」を「農地は貴重な資源であり効率的に利用する」考え方に
(効果)農地を経営資源としての位置づけへ

農地を利用する者の確保・拡大

- ・農地の適正利用を条件に、貸借規制を大幅緩和
(効果)農業生産法人を設立せずとも企業参加が可能に
- ・農業生産法人への出資規制を緩和
(効果)異業種企業との連携により経営発展促進

農地の面的集約の促進

- ・市町村が所有者の委任を受けて、分散した農地を集積
(効果)農地の規模拡大により、生産性を向上

遊休農地対策の強化

- ・所有者不明の遊休農地は、知事の裁定で利用可能
(効果)耕作放棄地の解消

納税制度の見直し

- ・農地の貸借で打ち切りになっていた納税猶予が適用可能
(効果)農地の利用促進、不在地主問題の解消

(出所)各種資料を基にふくおかフィナンシャルグループ作成

3. 福岡・熊本・長崎 各県の施策紹介

ここまでは法改正等、政府の動きを紹介してきましたが、都道府県レベルでもそれぞれの地域性に合わせた独自の支援策で農業を後押ししています。以下、各県の特徴的な施策をご紹介します。

(1) 福岡県の取り組み

福岡県は九州一の大都市圏を抱え、07年農業産出額では全国16位となっています。「あまおう」に代表される農産物のブランド化が進んでおり、福岡県では、競争力ある産地づくりを目指して様々な施策を推進しています。

福岡県産農産物の輸出促進

国内では人口減少・少子高齢化などによって食品マーケットは縮小傾向となっています。しかし、一方では海外で日本食は依然として支持されており、経済成長とともに健康志向を強めるアジア諸国などで、特に根強い人気があります。そこで、福岡県産品はアジアに近い地の利と優れた交通アクセスを活かして、ブランドいちご「あまおう」をはじめ、高い品質と価格競争力のあるぶどう、なし、ねぎ等を中心に輸出されています。輸出先は香港、台湾、シンガポール等であり、その成果は5年間で5倍以上の輸出額増となっています。

輸出には、相手国や地域によって検疫の問題や農薬の使用基準、味や外見などの嗜好性が、日本とは異なる場合が少なくありません。福岡県では相手国・地域ごとのニーズを把握し、的確に対応できるようサポートしています。

また、「あまおう」は海外でも高い評価を受けており、福岡県の考案した「まるふくマーク」と共に福岡県産の輸出品目のパッケージに表示することで、福岡県産のブランド力を高める仕掛けづくりを行っています。この縁起のよい「福」の漢字を使ったロゴは海外でも好評となっており、既に香港、台湾、韓国、シンガポールなどで商標登録を済ませています(図3)。

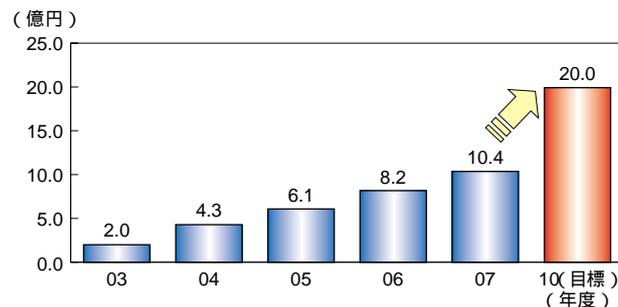


図3 まるふくマークと海外デパートでの販売の様子



さらに、昨年12月には、福岡県産農産物を安定的に供給する貿易会社「福岡農産物通商株式会社」が設立されました。現在、海外市場の動向に関する情報分析など、これまで培った様々なノウハウを活用しながら、鮮度保持技術や検疫への対応、新たな販路の開拓を行い、福岡県産の農産物の輸出拡大を支援しています(図4)。

図4 福岡県産農産物輸出額の推移



(出所)福岡県

とんこつラーメン用小麦の普及

福岡の名物といえば「とんこつラーメン」。この「とんこつラーメン」の具材を福岡県産の食品で賄う計画、いわゆる「地産地消ラーメン」作りの計画が進められています。

福岡県では、福岡の顔ともいえる「とんこつラーメン」が、県民をはじめとした多くの観光客にも広く愛されるよう、全国に先駆けてラーメン用小麦の開発を行ないました。この品種は福岡のストレートな細麺に最適で、麺にした時の色が良く、コシが強くてゆで伸びしにくいといった特徴を持っています。

県内のラーメン店で使用される麺の半量相当を福岡県産で賄うことを目標に、今年から小麦の本格的な生産が開始されました。

究極の「地産地消ラーメン」を屋台で食することができる日は遠くなさそうです。

(2) 熊本県の取り組み

熊本県では豊かな地形を背景として、多彩な

農産物が作られています。農家数は、県内総世帯の約1割を占めており、全国的に見ても農業の比率は高く、「食料基地」といわれている九州においても熊本県は代表的な農業県と言えます。

企業参入支援の包括相談窓口の設置

今年4月、熊本県は、農業参入に関心をもつ企業を対象に「担い手支援室 就農・企業参入支援班」を設置しました(農政事務所と各地域振興局でも企業参入の相談窓口を設置)。

支援班では、「新たな担い手の確保とともに、地域が活性化し、企業感覚を生かした農業経営を取り込むことによって農家へのよい刺激になる」とのスタンスから積極的に企業参入を推進しています。個別相談への迅速な対応、企業向け説明会の開催、参入後の技術面・経営面での支援が重点的に行われ、知事特命プロジェクトとして、県庁全体で支援する体制がとられています。

県のバックアップにより、参入企業が既存の農業経営者のパートナーとして協働・連携が進み、新しい形の発展的な熊本農業が創造されることが期待されています。

(3) 長崎県の取り組み

長崎県は、多くの離島(県土の46%)や半島から成り立ち、地形は複雑で急傾斜地が多く、耕地条件としては決して恵まれているとはいえません。流通面においても他県と比べてコストが高くつくなど不利な点も多いようです。また、耕作放棄地率も全国で最も高いという結果となっています(2005農林業センサスによる)。

ここでは、長崎県の耕作放棄地解消に向けた施策や地域的特性を活かした農業経営のサポート体制についての取り組みを中心にご紹介します。

耕作放棄地解消への支援

長崎県では、「長崎県耕作放棄地解消5ヵ年計画」(07年度から)を策定し、耕作放棄地の復旧有効利用に対し、3万円/10aを支援するなど、全国に先駆けた取り組みを開始しました。

耕作放棄地解消については、国でも緊急対策事業が開始されましたが、長崎県では国庫事業の対象外となる農振農用地区域外や国庫補助の基準額に満たない場合などにも支援対象を広げています。さらに重機利用が必要な場合は、加算を認めるなど独自のメニューで放棄地解消を後押ししています。この施策によって、既に07年度~08年度では389ha(解消目標1,250haの約3割)に及ぶ耕作放棄地が解消されました。

農業経営アドバイザーの派遣

長崎県では「耕作放棄地の解消が進むこと」「諫早湾干拓地の活用が盛んになること」で、農業への新規参入者が増加することが見込まれています。そこで長崎県は、中小企業診断士、マーケティングプランナー、社会保険労務士、税理士といった専門家集団を「長崎県農業経営アドバイザー」として登録し、要望により無料で派遣する取り組みを開始しています。

4. 農業参入を成功に導くために

現在、農業を取り巻く環境は、農地法改正をはじめ、新たな「ネットワークの形成」や「農産品の輸出」といった従来では考えにくかった「攻める」農業を支援する、様々な取り組みが行われています。

農業参入を成功に導くためには、行政の取り組みなどを参考にしながら、その活用を検討することも必要となるでしょう。そして、より大切なことは、「明確なビジョンを持って農業参入を図ること」といえます。

実際に農業参入で成功をおさめた企業の事例

をみてみると、①「消費者の安全性志向や地産地消といった国産品回帰の傾向に沿った特色のある農産物を作ることで差別化を図り、独自の流通ルートを確立させる」、②「農産物の価格安定を図るため嗜好性の高い農産物を栽培する」、③「天候の影響を極力さけるために、ハウスで栽培サイクルの短い野菜を作る」、④「都市住民の嗜好にあった花卉栽培など食料ではない品目で高価に売れるものを栽培する」など、高付加価値、高収益性をキーワードとした農業に取り組んでいるようです。

また、株式会社三菱総合研究所の渋谷氏によれば、参入に成功し、成長を続けている企業には「共通のポイント」があるようです。「共通のポイント」は以下のとおりです(図5)。

図5 農業参入に成功・成長している企業の共通ポイント

「複業化」の発想
農業「生産」単体で考えるのではなく、自社の強みや経営資源、他事業・他分野との関わり等を活かして、複合的な事業を展開する
経営者の事業「掌握」
経営者が適切な経営判断を下すためにも、決して人任せ、社員任せにせず、経営者自身が事業全体をしっかりと把握する
「現場責任者」の存在
社長による生産現場すべてへの関与は難しく、社長と意思を共有し、現場を任せられるナンバー2を育成・獲得する
「信用」の重要性
「消費者からの信用」に加え、「地域からの信用」も獲得する
外部からの技術の補完
生産技術などは地域の先進農家、外部専門家、もしくは人の採用を通し、短期間で習得する
マーケティングでの差別化
作物自体、もしくは品質・農法での差別化を図り、一貫したマーケティング活動を行なう
加工の導入
付加価値の向上に加え、業務の平準化も図る
最小限の投資
中古品、補助金などを活用し、削れる投資は削る
自己改革の継続
食に関するニーズの変化などの環境変化に対応する

(出所)渋谷往男「戦略的農業経営」より

5. ふくおかフィナンシャルグループの取り組み

ふくおかフィナンシャルグループでは、今年5月に「フード・アグリアイランド九州2009」を開催いたしました(商談会の詳細につきましては小報7月号のFFGニュースをご覧ください)。この取り組みは、農産物の販路拡大を支援するための様々な取り組みの一つです。九州・山口全域から「こだわりの食材」や「付加価値の高い商品」を取り扱う食品関連企業93社が出展し、百貨店、スーパーなどのバイヤーの方々と活発な商談を行い、大盛況となりました。その他にも個別商談会等を通じた販路拡大支援など、金融機関として地元九州の主要産業である農業・食品分野の活性化のため、様々な側面からサポートしています。

おわりに

穀物価格の高騰、諸外国における輸出規制など世界の食料事情は大きく変化しつつあります。

現在、国全体で食料自給率の向上を目指す方針が打ち出されているものの、日本の農業就業者の6割は65歳以上の高齢者と農業の担い手不足は深刻な問題となっています。今回の思い切った法改正から、今後の農業は大規模化かつ企業的経営に活路を見出して行くという国の姿勢がうかがいしれます。

民間レベルにおいても企業が農業へ参入することで、これまでの農業では不十分であった顧客(消費者)の視点による商品開発・マーケティング戦略、流通の短縮化・直販化、生産効率改善などが農業分野にも注入される様です。

こうした取り組みを通して、農業が意欲のある方にとって魅力的な産業となり、そして若者にとっても就職先の一つとして意欲的に検討できるような「次世代型農業」に生まれ変わることを期待したいと思います。

(大庭 麻由美、花谷 禎昭)